V 法学部・法科大学院におけるプロフェッション性の涵養

早稲田大学大学院法務研究科准教授·弁護士 水野 泰孝

1 「プロフェッション性」を身に れば、プロフ

1.「プロフェッション性」を身に 付ける意義

(1) 法科大学院は、「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクール」 (平成13年6月12日付け司法制度改革審議会意見書61頁)である。「プロフェッション性」の意義を広く捉えれば、法科大学院で身に付けるすべての事柄・内容が、「プロフェッション性」の涵養に繋がるといえようが、本稿ではそのような広範な捉え方はしない。

司法制度改革審議会意見書は、法科大学院の教育理念として、「社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。」(同63頁)とも掲げる。

ここにいう「涵養されるべき法曹としての責任感や倫理観」こそが、「プロフェッション性」の核心であろう。本稿では、「プロフェッション性」を、「プロフェッションたる法曹(裁判官、検察官、弁護士)としての心構え・マインド・矜持」と捉える。

(2) 法学部・法科大学院において、プロフェッション性を教えること一学生からみ

れば、プロフェッション性を身に付けること一の意義はどこにあるのか。プロとしての心構えはプロになってから学べばよい、との考えもアンチテーゼとして想定し得る。

これに対しては、主に次の4点を指摘で きよう。

- ①プロフェッションたる法曹像を具体的に 提示することで、法曹を目指すモチベー ションに繋げる。
- ②豊かなプロフェッション性をもった法曹 になるための下地を作る。
- ③魅力的なプロフェッション教育を用意することで、法学部・法科大学院の価値を 高める。
- ④法曹にならなかったとしても、プロフェッションたる法曹の思考と言語を知ることで、リーガルリテラシーを身に付ける。
- (3)以下では、私が携わる早稲田大学大学院法務研究科(早稲田LS)及び同大学法学部における取組みを中心にして、プロフェッション性を涵養するための教育の一端を紹介する。

2. 法科大学院におけるプロフェッション性の涵養

(1)「プロフェッションたる法曹(裁判官、検察官、弁護士)としての心構え・マイン

ド・矜持」を学ぶにあたり最も有効な方法は、実務法曹あるいは実務法曹を経験した者から、その経験を通してプロフェッションとしての思考方法を直接学ぶことであろう。その背中を見て、あるいは、追いかけて学ぶことを含む。法科大学院における実務家教員あるいは実務を経験した教員の存在意義の一つである。

この意味でのプロフェッション教育を実のあるものとするには、学生が当該教員に対してリスペクトをもつことができることが必要条件になろう。リスペクトの対象であるからこそ、そのマインドを少しでも学ぼうとするものである。この文脈においても、法科大学院の教員は模範的な存在でいなければならない。

(2) 法科大学院におけるプロフェッション教育としての位置付けをもつ重要な取組みが、①クリニックと、②エクスターンシップである。生の事件に触れ、実際に依頼者と対峙したときに実務法曹はどのような思考で対処するのかを、理屈と感覚の双方を通して学び、プロフェッションとは何かを知る。早稲田LSでは、設立当初から現在に至るまで、これら二つの取組みに格別注力している。

早稲田LSでは、現在においてもライブ型クリニックの履修率は30%を超え、2021年度からは未修者コース1年次においても(従前のシミュレーション型から移行する形での簡易版の)ライブ型クリニックを導入している¹。

また、早稲田LSでは、エクスターンシップも活発である。2021年度は春季86名・夏季20名(合計延べ106名)、2020年度は春季88名・夏季4名(合計述べ92名)、2019年度は春季75名・夏季7名(合計延べ82名)がエクスターンシップに参加している²。

私も、クリニックの授業を担当するとと もに(対象分野は行政事件)、自身の法律 事務所にエクスターン生を受け入れてい る。私の印象として、学生がクリニックや エクスターンシップから受けるその価値観 への影響は格別強い。学生であるからこそ 響いているともいえるのであって、これら は法科大学院の存在意義の柱の一つである と受け止めている。なお、私は日々の弁護 士業務としては、国民・住民側ないし業者 側、行政側といった立場を問わず、行政事 件を中心に取り組んでいるが、我が国にお ける行政事件の少なさ (活性化の必要性) について、弁護士登録以来、問題意識をもっ ている。クリニックやエクスターンシップ を通して、少しでも多くの学生に行政事件 の分野への関心をもってもらい、法曹に なった後にこの分野に積極的に取り組んで もらいたいとの想いを常にもっている。

(3) ③法曹倫理の授業も、プロフェッション性を身に付ける科目として重要な意味をもつ。早稲田LSでは、法曹倫理を履修していることは、上記(2)のクリニック及びエクスターンシップ参加の要件とされ、カリキュラム上も両者は結び付いている。

¹ 詳細は、外山太士「早稲田大学の『リーガルクリニック基礎』」法曹養成と臨床教育14号(2022年)47頁以下参照。

² 早稲田LSにおけるエクスターンシップの受入実績の推移等について、次のリンク先にて紹介されている。https://www.waseda.jp/folaw/gwls/career/externship/

現在の早稲田LSにおける法曹倫理の授業は、研究者教員、実務家教員・実務を経験した教員がオムニバス方式で担当している。具体的には、第1回に法曹に共通する心構えとして「プロフェッショナルとは何か」を教え、裁判官倫理(2回。裁判官を経験した教員)、検察官倫理(2回。検察官教員)、弁護士倫理(9回。研究者教員・弁護士教員)との構成になっている。いくつかの変遷を経て、現在の形になった。LSごとに工夫している科目であろう。

私も、弁護士の実務家教員として法曹倫理の授業を担当している。実務の思考や苦労に対して学生の関心の強さを感じると同時に、プロフェッションとしての思考が学生の方に新鮮なものとして響いていることが感覚として伝わり、教える立場からも楽しい授業である。とりわけ行政事件の分野においては、(単なる職業の一つとは割り切ることはできない)弁護士の社会的価値が問われるとともに、弁護士自治の存在が格別の意味をもつ。行政事件に取り組むにあたってのマインドを学生の間に伝えておきたいとの想いで、授業を行っている。

(4) その他、早稲田LSでは、須網隆夫教授にご報告いただく「震災復興支援クリニック」や、(コロナ禍の前は) ランチタイムに軽食を用意して出入り自由の形式で実務法曹と話をする場を設けるなど、多様なメニューを用意している。

プロフェッション教育のあり方はLSごとの工夫のしどころでもあり、LSの個性・魅力にも繋げることができるところであろう。

3. 法学部におけるプロフェッション性の涵養—法学部との連携—

(1) 法曹への関心を生み、多くの学生に 法曹を目指してもらうためにも、法学部に おいてプロフェッション性を教えることに 大きな意義がある。ここでは、法科大学院 と連携した「法曹コース推奨科目」を紹介 する。

(2) 早稲田大学では、いわゆる法曹コースへの登録を検討している学部1年生を主たる対象として、法曹としてのプロフェッション性を学ぶことができる二つの科目を、「法曹コース推奨科目」として設定している。あえてこの二つの科目を「法曹コース推奨科目」として設定していることに、早稲田大学の特徴がある。

一つ目は、春学期開講の「法曹のしごとを知る」との科目である。ここでは、「司法制度改革と法曹養成制度」「プロフェショナルとしての法曹の仕事・使命」といった講義から始まり、裁判官経験者、検察官経験者、実務家弁護士などが、オムニバス形式で、それぞれに与えられた役割と責任、実務にまつわる話などをする。誤解をおそれずにいえば、前記2の法曹倫理の授業の学部バージョンである。この科目自体は以前から設置されていたが、法曹コース開始とともに「法曹コース推奨科目」に設定された。受講者が飛躍的に伸びている科目である。

二つ目は、秋学期開講の「法曹演習」(副題:「実務法曹志望者のための基礎演習」) との科目であり、法曹コースの開始にあたり設置された。ここでは、法科大学院の教 員(裁判官を経験した教員と弁護士の実務 家教員である私)が、判例の読み方・判例 との向き合い方や法令等の調査方法、法的 文章の書き方などを教えている。いずれの 教員も実務法曹を経験していることから、 学生は法曹としての思考方法やマインドに 早い段階で触れることができ、法科大学院 の教員であることから法科大学院への繋が りも自ずと意識されることにもなる。現時 点で授業内容としては入ってはいないが、 ここに臨床法学的要素をも盛り込むことが できれば、上記一つ目の科目と相まって、 法学部・法科大学院を通してのプロフェッ ション性を涵養するための大きなプログラ ムになり得ると私個人として考えていると ころである。

4. 知識・技能・倫理を統合する 礎としてのプロフェッション性

「プロフェッションたる法曹(裁判官、 検察官、弁護士)としての心構え・マイン ド・矜持」は、法曹教育において知識・技 能・倫理を統合するにあたり、これらに通 底する礎となるものといえようが、当然な がら一朝一夕に身につくものではない。学 習の段階に応じて正しい伝え方・教え方を する必要はあるが、この意味でのプロ フェッション教育について、なすにあたり 早すぎるということはないと考える。最終 的には、実務に出た後、事件・依頼者と対 峙し、事件の処理やその方針に悩みながら 試行錯誤し、困難に直面しながら修正を繰 り返すことで、少しずつ血となり肉となる ものではあるが、その基礎がどのように造 られているかによって、その基礎に乗るプ ロフェッション性も自ずと変わってくる。 実務に出た後の"余裕"がなかなかない今日 であるからこそ、法曹になる前のプロ フェッション教育に重要な意味があるとも いえる。

法曹コースと在学中受験制度の開始に伴うタイトなカリキュラムの中ではありつつも、あるいはそうであるからこそ、法学部と法科大学院との連携を意識した、全体として大きな仕組みとしてのプロフェッション性を身に付けるための教育の工夫・方策が今後ますます重要になるといえる。